

三 監 第 3 9 号
令和4年11月15日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 川 原 章 寛 様

三島市監査委員 今 井 信 義

三島市監査委員 大 房 正 治

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度定期監査（第1号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査の対象

財政経営部 財政課、公共財産保全課、課税課、市税収納課

2 監査の期間

令和4年9月30日から令和4年10月17日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取を行った。

なお、委託料の支出事務を各課の主眼項目とした。

4 監査の範囲

令和4年4月1日から同年8月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】

【意見・要望】

令和4年度定期監査全日程終了後に、別途報告する。

(2) 個別事項

ア 財政課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 契約事務については法令に基づき、透明性、競争性を確保した、公平、公正かつ適正な執行となるよう引き続き職員に指導されたい。
- ② ふるさと納税推進事業については、体験プログラム等のソフト面の返礼品が充実してきているところであるが、今後も他の自治体を参考に等、時流の変化に沿った新たな仕組みを構築されたい。

イ 公共財産保全課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 新庁舎建設については、令和4年3月に実施したサウンディング型市場調査の結果等を踏まえ幅広い市民意見の聴取に努め、基本構想及び基本計画の策定に繋がられたい。庁舎建設基金についても財政当局と調整し計画的な積立に努められたい。

ウ 課税課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 市税の公平で適正な課税を行うために、引き続き課税客体や課税資料の的確な捕捉、収集に努め、納税者に対して税務事務の信頼性及び透明性の確保を図られたい。
- ② 納税通知書製本及び封入封緘業務委託については、一者随契により特定の業者と契約を締結しているが、業務の性質上、第三者に履行させることが不可能であるのか、履行条件を満たす者が特定されるのか等、価格も含め有利性を検証されたい。

エ 市税収納課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 新型コロナウイルス感染症や物価高騰による経済への影響を受け、納税者の不安定な状況は未だ続いていることから、引き続き納税困難者への適切な対応を図られたい。
- ② 多様な納税環境が整備されているところであるが、これらツールが活用され市民の利便性が向上されるよう効果的な啓発を行うとともに、利用率等を確認するなどして費用対効果を検証し実効性のある収納体制の推進に努められたい。